

日進駅西土地区画整理組合 組合だより No. 7

令和7年
4月発行

◆はじめに



春暖の候、組合員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は日進駅西土地区画整理事業に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、第11回総会において、下記4議案について原案のとおり可決されましたことをご報告させていただきます。工事施工については、全体として大きな災害もなく工事が進み、区画道路の形態もみえてきました。引き続き道路築造等の工事を進めてまいります。工事中の安全には十分注意を払い、安全第一で施工してまいります。今後とも日進駅西土地区画整理事業の推進に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



日進駅西土地区画整理組合
理事長 福岡 幹雄

◆第11回総会報告

本組合の第11回総会は、下記のとおり開催され、第1号議案から第4号議案まで上程し、慎重審議の末、全議案可決されました。

1.開催日時・場所

日時：令和7年3月16日（日）午前10時 場所：折戸公民館2階ホール

2.組合員の総数及び出席した組合員の数

組合員総数 65名 出席者数（委任状書面議決含む） 46名

3.議案審議

- 第1号議案 繰越明許費について
- 第2号議案 令和7年度収入支出予算について
- 第3号議案 仮換地の一部変更について
- 第4号議案 保留地予定地の一部変更について

令和7年度 収入支出予算書

| 収入の部 | | 支出の部 | |
|-----------|---------------|------------|---------------|
| 科目 | 予算額 | 科目 | 予算額 |
| 1. 保留地処分金 | 1,628,900,000 | 1. 工事費 | 1,293,294,000 |
| 2. 市助成金 | 0 | 2. 補償費 | 7,500,000 |
| 3. 寄付金その他 | 10,000 | 3. 調査設計費 | 48,000,000 |
| 4. 借入金 | 1,712,090,000 | 4. 会議費 | 60,000 |
| 5. 繰越金 | 0 | 5. 事務所費 | 27,950,000 |
| 収入合計 | 3,341,000,000 | 6. 借入金利子 | 19,719,000 |
| | | 7. 負担金 | 294,132,000 |
| | | 8. 雑支出 | 1,260,000 |
| 借入金累計 | 2,021,637,000 | 9. 予備費 | 20,185,000 |
| 償還金累計 | 308,583,000 | 10. 借入金償還金 | 1,628,900,000 |
| 借入金残額 | 1,713,054,000 | 支出合計 | 3,341,000,000 |

◆組合の工事施工について

① 工事名：令和4年度 整地工事その2

施工期間：令和4年12月～令和7年10月、施工業者：徳倉建設株式会社

工事概要：南地区土工掘削・運搬工事、防災工事、調整池築造工事、道路築造

② 工事名：令和5年度 整地工事その2

施工期間：令和5年12月～令和8年3月、施工業者：徳倉建設株式会社

工事概要：北地区土工掘削・運搬工事、防災工事、調整池築造工事、道路築造



| 項目 | R7 | | | | | | | | | | | | R8 | | |
|-----|--------------------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | |
| 北地区 | [Progress bars for North Area] | | | | | | | | | | | | | | |
| 南地区 | [Progress bars for South Area] | | | | | | | | | | | | | | |

※状況によりスケジュールを変更する場合があります。

<北地区>



令和7年3月



<南地区>



令和7年3月



◆組合からのお願い

・所有権移転等をされた方へ

宅地及び建物等に関する権利に異動を生じたときは、当事者双方連署して組合にその旨を届け出てください。

(権利異動届は組合にありますので、お問い合わせください。)

・転居によるご住所を変更された方へ

組合員皆様方の転居によるご住所を変更された方は、『住所変更届』及び『住民票(写し)』を組合に必ずご提出ください。

(住所変更届は組合にありますので、お問い合わせください。)

・建築等の規制について(土地区画整理法第76条申請)

土地区画整理事業施行区域内では、組合設立認可の公告があった日の翌日から換地処分の公告の日まで、以下の行為について制限を受けることとなります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、または増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置または堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。

この手続きは、事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。

万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の現状回復、建築物または工作物の排除を命じることがありますので、十分注意し、ご理解いただきたいと思います。

◆お問い合わせ先(組合事務所)

住 所：〒470-0115

日進市折戸町中屋敷24 ロワイヤル24 201号

電 話：0561(56)6866

F A X：0561(56)6925

開所日時：毎週火曜日・木曜日・金曜日

午前9時から午後3時まで

(ただし、正午から午後1時まででは休務)

